

宮崎県後期高齢者医療広域連合はり・きゅう・マッサージ等施術料助成に関する規則

平成19年12月28日

規則第14号

改正 平成22年12月21日規則第7号 平成30年8月3日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第17号）第3条第2項の規定に基づき、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧（以下「はり・きゅう・マッサージ等」という。）の施術料の助成について必要な事項を定めるものとする。

(施術の範囲及び方法)

第2条 施術料の助成の対象となる施術は、宮崎県後期高齢者医療広域連合指定はり・きゅう・マッサージ等施術担当者（以下「施術担当者」という。）が行う施術で、末しょう神経疾患及び運動器疾患（主として神経痛及びリウマチであつて類似疾患として頸腕症候群、五十肩、腰痛症等慢性的疼痛を主症とするもの）に限るものとする。ただし、現に当該疾患により保険診療による治療を受けている場合を除く。

2 前項のはり・きゅう・マッサージ等の施術は、併せて行うことができる。

(施術の制限)

第3条 施術料の助成の対象となる施術（以下単に「施術」という。）の回数は、同一被保険者について1日1回、年間（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）24回を限度とする。

(施術担当者の指定)

第4条 施術担当者は、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の免許を有する者のなかから広域連合長が指定する。

2 前項の指定を受けようとする者は、宮崎県後期高齢者医療広域連合はり・きゅう・マッサージ等施術担当者指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(1) はり師免許証、きゅう師免許証又はあん摩マッサージ指圧師免許証の写し

(2) 施術所開設を確認できる書類

(3) 施術所に従事する施術師を確認できる書類

3 広域連合長は、施術担当者を指定したときは、宮崎県後期高齢者医療広域連合はり・きゅう・マッサージ等施術担当者証（様式第2号。以下「施術担当者証」という。）を交付する。

4 施術担当者は、指定申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を広域連合長に届け出なければならない。

(施術担当者の表示)

第5条 施術担当者は、施術所内に施術担当者証を掲示しなければならない。

(施術録の備付け等)

第6条 施術担当者は、施術の内容を明らかにするため宮崎県後期高齢者施術録（様式第3号）を備え必要な事項を記載するとともに、当該施術録を5年間保存しなければならない。

(報告徴収等)

第7条 広域連合長は、施術料の助成に関し、施術担当者及び施術団体に対し報告を徴し、関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができるものとする。

(施術担当者の辞退)

第8条 施術担当者を辞退しようとするときは、施術担当者証を添えて文書をもって広域連合長に届け出なければならない。

(施術担当者の指定取消し又は停止)

第9条 広域連合長は、施術担当者が次の各号のいずれかに該当する場合は、施術担当者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定を停止することができる。

(1) 第4条第1項に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) この規則の規定に違反したとき。

(3) 第7条の規定による広域連合長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の説明等を行ったとき。

(4) その他広域連合長が施術担当者として不適当と認めたとき。

(受療証の請求等)

第10条 被保険者がはり・きゅう・マッサージ等の施術料の助成を受けようとするときは、その被保険者は、宮崎県後期高齢者医療広域連合はり・きゅう・マッサージ等施術料助成受療証（交付・再交付・変更）申請書（様式第4号。以下「受療証申請書」という。）により、宮崎県後期高齢者医療広域連合はり・きゅう・マッサージ等施術料助成受療証（様式第5号。以下「受療証」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、広域連合長は、当該世帯に属する者が後期高齢者医療の保険料を滞納しているときは、受療証の交付をしないことができる。

2 受療証の有効期限は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 受療証は、施術所に預けることはできない。

4 被保険者の資格がなくなったときは、速やかに受療証を広域連合長に返還しなければならない。

5 第2項の規定にかかわらず、後期高齢者医療の保険料を滞納している被保険者及び当該被保険者と同一の世帯に属する被保険者に係る受療証について、広域連合長は、第2項に規定する期限より前の期限を定めることができる。

6 被保険者は、施術を受けるときには被保険者証及び受療証を施術担当者に提出しなければ施術料の助成を受けることができない。

7 施術担当者が被保険者から施術を求められたときは、被保険者証及び受療証によりその者が施術料の助成を受ける資格があることを確かめた後に施術を行わなければならない。

(受療証の再交付)

第11条 受療証は、汚損若しくは破損により使用が著しく困難と認められる場合又は紛失した場合に、再交付することができる。この場合において、再交付の申請は、受療証申請書によるものとする。

2 前項の規定により再交付する場合は、既に施術を利用した回数を当該再交付の受療証に消し込むものとする。

(受療証の変更)

第12条 受療証の記載内容に変更があったときは、速やかにその旨を広域連合長に届け出なければならない。この場合において、変更の申請は、受療証申請書によるものとする。

(施術料金)

第13条 施術担当者は、施術料金を施術所の見やすい所に掲示しておかななければならない。

2 施術を受けた被保険者は、施術料金から次条第1項に規定する施術料の助成額を差し引いた額を施術担当者に支払わなければならない。

(助成額等)

第14条 被保険者が施術を受けたときは、施術1回につき1,000円を助成する。ただし、施術料金が1,000円未満のときは、当該施術料金の金額を助成する。

2 前項に規定する施術料の助成は、前条第2項の規定により差し引かれた施術料に充てるため、施術担当者に支払うことによる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該施術を受けた被保険者に対し施術料の助成があったものとみなす。

(施術料助成金の請求等)

第15条 前条第2項の規定により施術料助成金の支払を受けようとする施術担当者は、宮崎県後期高齢者医療広域連合はり・きゅう・マッサージ等施術料助成金請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）に、宮崎県後期高齢者医療広域連合はり・きゅう・マッサージ等施術料助成金明細書（様式第7号。以下「明細書」という。）を添付の上、毎月15日までに広域連合長に請求しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定により請求があったときは当該請求を審査し、適当と認めたときは請求のあった日の翌々月末日までに請求者に支払うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、施術団体が、施術担当者から施術料助成金の請求及び受領の委任を受けたときは、請求書に、明細書及び委任状（様式第8号）を添付の上、広域連合長に請求しなければならない。

4 広域連合長は、偽りその他の不正な手段により施術料助成金を受けた者がいるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(施行前準備行為)

2 はり・きゅう・マッサージ等施術担当者の指定の申請その他はり・きゅう・マッサージ等施術料助成に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

この規則は、平成30年10月1日から施行する。